

# 入札公告

# 業務（建設工事業者対象）

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）（以下「共通公告」という。）による。

令和5年12月27日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 業務名	令和6年度 道路維持修繕事業 西高屋循環線ほか街路樹育成管理業務
2 業務管理番号	7-105-0348
3 業務場所	東広島市高屋町一円、入野中山台一丁目ほか
4 業務概要	生垣剪定 A=1,970m <sup>2</sup> 、寄植剪定 A=11,270m <sup>2</sup> 、抜根除草 A=13,560m <sup>2</sup> 、法面除草 A=15,000m <sup>2</sup> 、裸地除草 A=17,100m <sup>2</sup> 、路面清掃（路肩部）L=61.5km、路面清掃（歩道部）A=227,040m <sup>2</sup> 、街路樹点検 L=128.2km
5 履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
6 予定価格	17,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7 最低制限価格	有り
8 建設工事の種類	造園工事
9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	

次に掲げる要件を全て満たしていること。（2）から（5）までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	造園工事								
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要								
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要								
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者								
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付けのことで令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	<table><tr><td>ア</td><td>東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者</td><td>認定等級（格付け）</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td></td><td>年平均完成工事高</td><td>問わないものとする</td></tr></table>	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A			年平均完成工事高	問わないものとする
ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A						
		年平均完成工事高	問わないものとする						

## 1.0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」及び「保守・除草・清掃等業務委託契約約款特記事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のアからウに留意して業務責任者を配置しなければならない。
- ア 業務責任者には、資格を求める。
- イ 業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。  
※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- ウ 業務責任者は、保守・除草・清掃等業務委託契約約款第6条第2項に規定する権限を行使できるものでなければならない。
- (3) 落札者は契約後、次のアからカに留意して主任技術者を配置しなければならない。
- ア 本業務の履行にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者を配置すること。
- イ 主任技術者は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による1級又は2級造園技能士の資格を有していること。
- ウ 主任技術者は、剪定作業中に常駐し、作業ができ、又は他の作業員の指導ができること。
- エ 主任技術者は、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること）を有していること。
- オ 主任技術者は、業務責任者と兼ねることができる。
- カ 業務委託料が4,000万円以上となる場合は、主任技術者を専任配置すること。  
※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- ※主任技術者には、恒常的な雇用関係（開札日前までに連続して3か月以上の雇用関係にあること）は求めない。
- (4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(8)参照
- (5) 完全電子案件：共通公告1(9)参照
- (6) 電子くじ実施対象案件：共通公告3C(2)参照
- (7) 本契約においては前払金を請求することができないものとする（保守・除草・清掃等業務委託契約約款 参照）。
- (8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。
- 令和5年度 0円  
令和6年度 残額
- (9) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。
- 令和5年度 0回  
令和6年度 4回以内で月あたり1回以内

## 1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

## 1.2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和5年12月27日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和5年12月27日～ 令和6年1月9日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和5年12月27日～ 令和6年1月11日	質問書（様式第7）により建設部維持課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和6年1月17日～ 令和6年1月22日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和6年1月19日 (午前9時～午後5時) 及び 令和6年1月22日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和6年1月23日 午前10時35分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

## 1.3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）